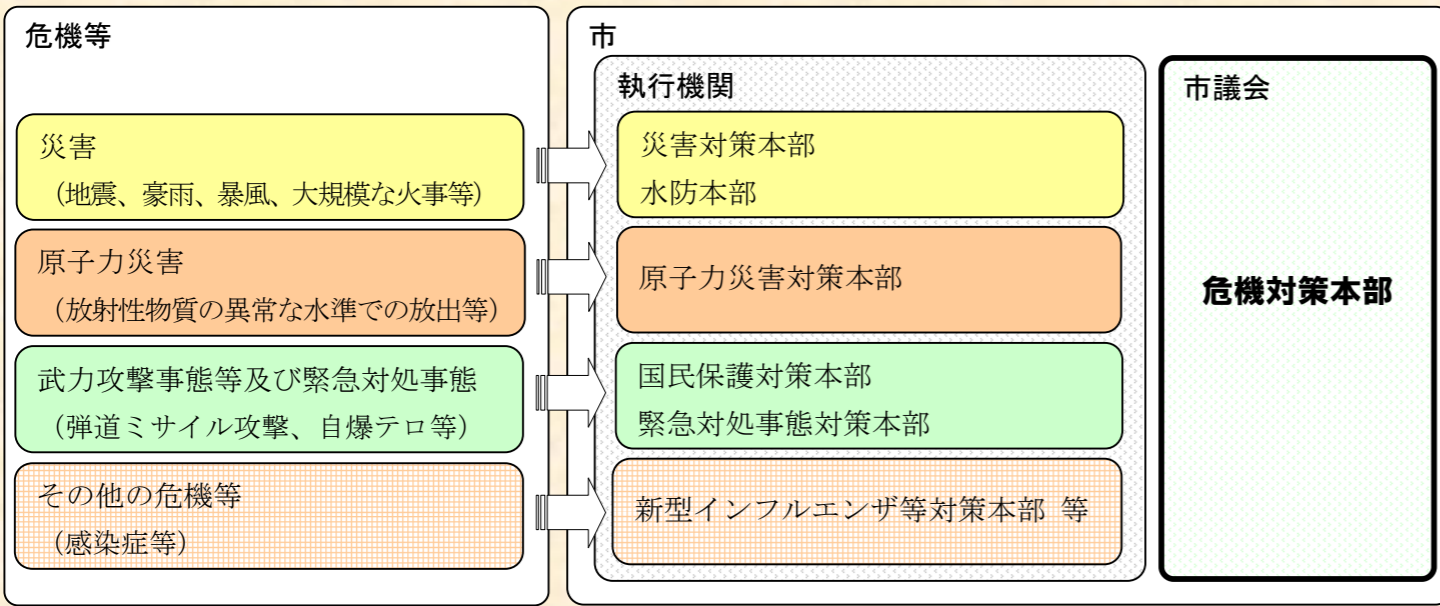
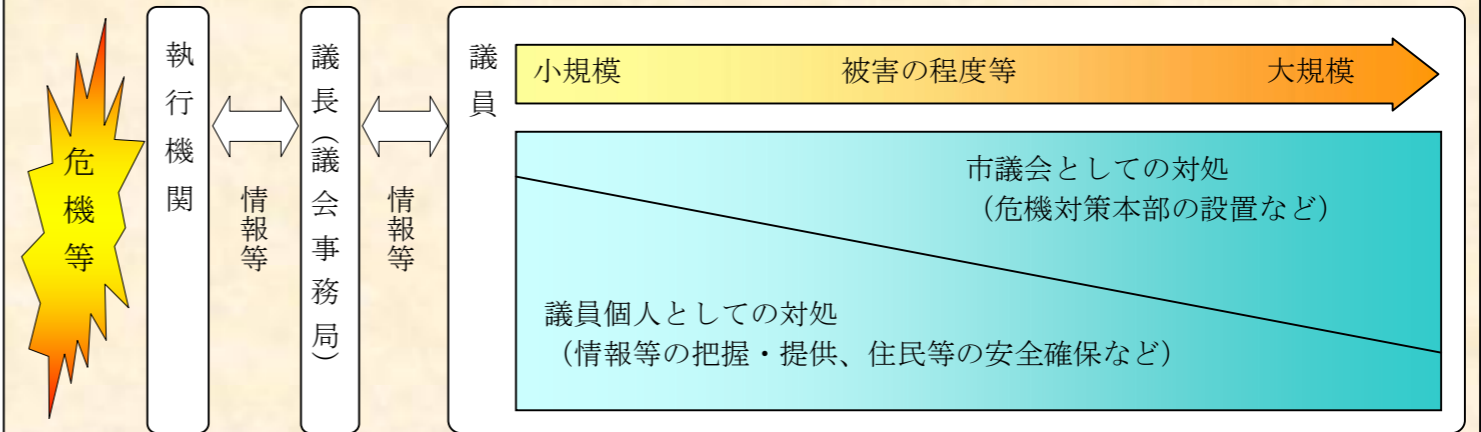


# いわき市議会における危機対策について

## 1 危機等に対する本市の主な組織等



## 2 市議会における危機対処の基本的イメージ



※ 危機等に対処するために、執行機関が市災害対策本部第1配備体制などの体制を設置したときは、事務局職員は、勤務時間外でも登庁する。

## 3 いわき市議会危機対策本部に関する要綱

### 1 本部の設置 (次のような場合に本部を設置することができる。)

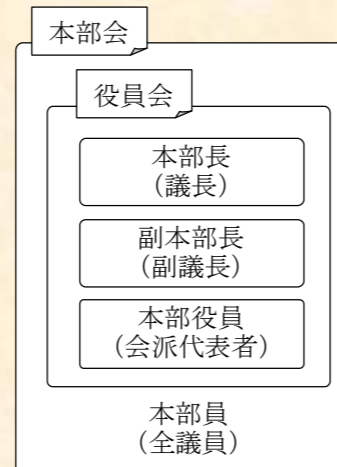
- 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- 市内に津波警報が発表されたとき。
- 原子力施設において市内に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生したとき。
- 豪雨、暴風、大規模な火事等により市内に甚大な被害が発生したとき。
- 弾道ミサイル攻撃等により市内に被害が発生したとき。
- 市内に新型インフルエンザ等の感染症がまん延したとき。
- その他議長が必要と認めるとき。

### 2 本部の所掌事務

- 執行機関から情報の提供を受け、議員に情報提供を行うこと。
- 議員から情報を収集し、執行機関に情報提供を行うこと。
- 災害地、避難所等の調査を行うこと。
- 国、県等又は執行機関に対し要望等を行うこと。
- その他議長が必要と認める事項に関すること。

### 3 組織等

- 本部は、全議員をもって構成し、全議員が本部員となる。
- 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括する。
- 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 本部役員は、会派(所属議員3人以上の会派)の代表者をもって充て、本部の事務に従事する。
- 本部に本部員で構成する本部会を置く。
- 本部に本部長、副本部長及び本部役員で構成する役員会を置く。



## 4 いわき市議会における危機対策に関する指針

### 1 危機等に関する情報の提供

- 議長は、議員に危機等に関する情報を的確に提供する。
- 議員は、地域における危機等に関する情報や住民の要望等を把握し、原則として議長(議会事務局)を通じて、執行機関に的確に提供する。

### 2 危機等への対処

- 議員は、住民等の安全確保、住民等への執行機関の対処や被災状況等の情報伝達、市職員の手の届かない部分の支援や行政と住民等との調整役を行う。  
なお、情報の伝達については、誤った情報を伝えることがないよう信憑性を確認する。
- 議員は、登庁を要する際に、人命救助を必要とする事態に遭遇したときは、当該措置を優先する。

### 3 議員の安否確認

- 議員は、常に議長(議会事務局)と連絡できる状態を確保する。
- 議長は、状況に応じて、議員の安否を確認することとし、その方法は次によるものとする。  
ア 議会事務局総務議事課から、議員に対して、安否を確認するメールを送信する。  
イ メールを受信した議員は、無事、軽傷又は重傷のいずれかのうち、該当する状態を返信する。  
ウ 議員は、必要に応じて、所在場所、把握している被災状況などを返信する。
- 議員は、議長(議会事務局)からの安否確認がない場合においても、自らが一定程度負傷しているときは、その旨を議長(議会事務局)へ報告する。

### 4 会議中の対処

- 議長、委員長等は、状況に応じて会議を休憩等し、避難が必要な場合には傍聴者及び議員を避難・誘導する。
- 傍聴者の避難は、事務局職員が確認し、議長、委員長等へ報告する。
- 議員の避難は、議員全員を招集する会議の場合には、会派の代表者が確認し、議長へ報告する。  
その他の会議の場合は、事務局職員が確認し、委員長等を経由して議長(議会事務局)へ報告する。